

## 指定給水装置工事事業者の指定取消等処分決定について

大崎市水道事業指定給水装置工事事業者が水道法及び大崎市水道事業指定給水装置工事事業者規程第8条及び大崎市水道事業指定給水装置工事事業者の指定取消等に関する要綱の処分決定基準に基づき、6ヶ月間指定停止とする。

### ○6ヶ月指定停止事業者

指定番号	下記のとおり
事業者の名称	
事業所の所在地	
代表者名	
指定取消理由	承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕、撤去したとき
指定取消年月日	令和5年11月20日

記

指定番号	事業所の名称	事業所の所在地	代表者名
17	株式会社 キクチ設備工事	大崎市古川大幡字道下東42番地3	代表取締役 菊地 てつ子